菊川市　橋梁個別施設計画

令和７年12月

菊川市役所

目　　次

1. 道路橋の現状と課題・・・

1．道路橋の現状と課題

菊川市が管理する橋梁は、令和 7 年 12 月 8 日現在で 609 橋であり、そのうち架橋年が把握できる橋梁（178 橋）では、供用後 50 年を迎える 1975 年までに架設された橋梁の割合が 31%を占める 56 橋である。今後、10 年後には 53%（95 橋）、20 年後には、71%（126 橋）となり構造物の高齢化は年々急速に進行していく状態にある。

老朽化していく道路構造物の適切な維持管理及びメンテナンスサイクルの確立を実現するため、**「橋梁個別施設計画」**を策定する。

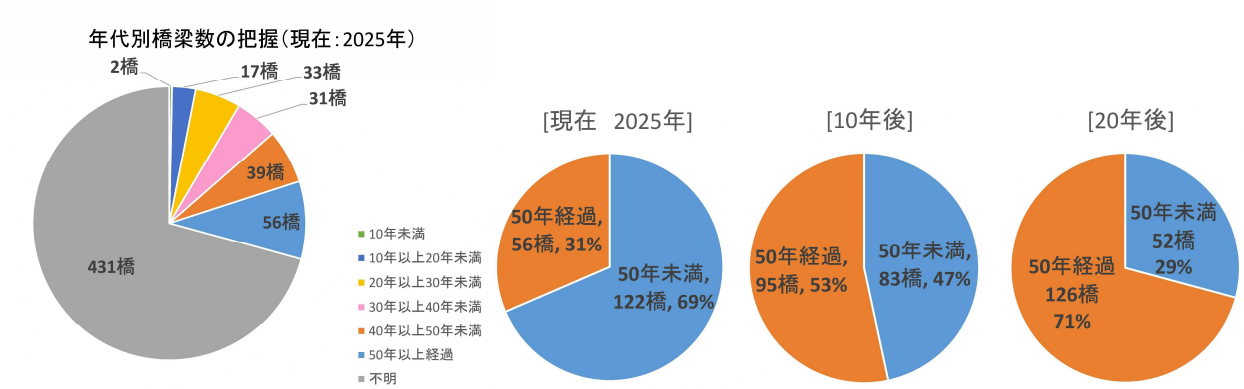


図 1.　架橋経過年数 50 年を超える橋梁数の変化

2．対象施設及び対象事業

本計画は、菊川市が管理する橋梁全て（609 橋）を対象として整理するものである。また、対象事業は橋梁補修事業だけに留めることなく、その他橋梁に関わる事業を包括して実施工に即した個別施設計画の策定を行う。

① 橋梁補修事業
② 橋梁耐震補強事業
③ 橋梁点検事業

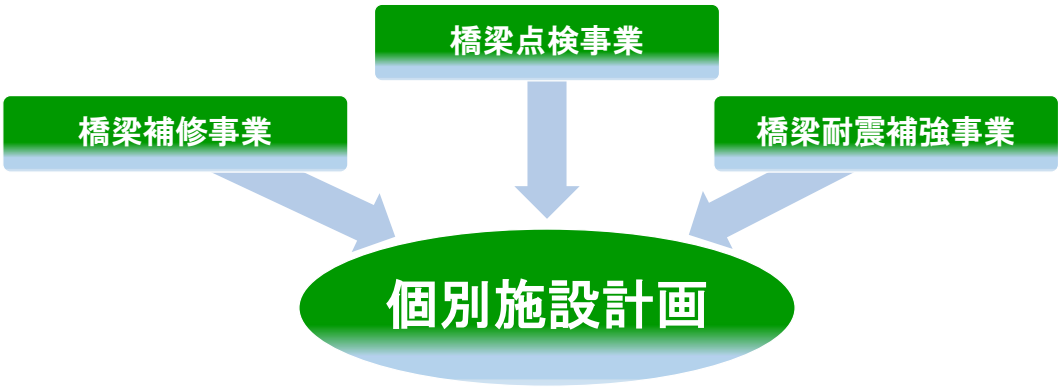


図 2.　個別施設計画

３．計画期間

本計画の主旨は、メンテナンスサイクルの確立及び“予算の平準化”であるため、計画期間は実事業との乖離が生じないよう『10 年間』で設定し、計画開始年を令和 2 年（2020 年）として策定を行う。また、対象とする施設（道路橋）は５年に１回の定期点検が義務付けられているため、策定から５年ごとに進捗状況等を踏まえ見直しを行うものとする。

４．対策優先順位の考え方

菊川市では、令和 2 年までに判定区分Ⅲ（早期措置段階）に該当する橋梁の補修が完了したが、2 巡目定期点検において 13 橋が判定区分ⅢおよびⅣと診断された。判定区分ⅢおよびⅣと診断された橋梁を最優先で実施する。

判定区分Ⅱと診断された橋梁については既設塗膜に有害物質である PCB（ポリ塩化ビフェニル）の含有が認められた橋梁を優先的に実施し、次いで判定区分Ⅱの橋梁において他の同判定橋梁と比較した際に、より優先的な措置が望ましいと考えられた橋の補修工事を順次行うものとする。

① PCB 含有塗装橋梁・・・環境省により、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日迄に PCB の廃棄処分が義務付けられている。

② 判定区分Ⅱ(高) ・・・現地踏査の結果、損傷箇所の状況が他の同判定橋梁に対し著しく悪いものを抽出し、優先的に措置を行うものとする。

③ 設計完了橋梁 ・・・過年度に補修・補強の計画が先行して進められた橋梁があり、設計時期から施工時期までの期間が大きく開くと、損傷状況や現場状況が変化し、当初想定した工種が適用できなくなるリスクがあるため優先的に実施する。

５．個別施設の状態等

菊川市で管理する橋梁（609 橋）のうち、R1～R6 までの 2 巡目定期点検により、判定区分Ⅳ（緊急措置段階）と判定された橋梁は 1 橋、判定区分Ⅲ（早期措置段階）と判定された橋梁は 12 橋であった。判定区分Ⅳの「171_矢田ノ谷線 2 号橋」は令和 7 年に補修予定である。判定区分Ⅲの 12 橋は令和 7 年までに 11 橋の補修が予定されており、令和 7 年以降に補修予定の「303_改良橋」をもって対策完了となる。その後は、設定した優先順位に応じて適宜対策を進める方針である。

判定区分	数　量	単位
Ⅰ	199	橋
Ⅱ	397	橋
Ⅲ	12	橋
Ⅳ	1	橋
合計	609	橋

表-1. R1～R6 年度診断結果

対策後

判定区分	数　量	単位
Ⅰ	213	橋
Ⅱ	396	橋
Ⅲ	0	橋
Ⅳ	0	橋
合計	609	橋

表-2. R7 年以降の状態

６．新技術の活用方針

橋梁の維持管理・更新等を実施する上で、精度や品質の確保・向上、コスト縮減が重要であることから、点検・診断や補修・補強等に関する新たな技術を積極的に活用する。

活用する新技術は、1 種ケレンの在来工法であるエアブラスト工法に対して高寿命化研削材及び研削材の再利用が可能な工法の確立等からコスト縮減効果の高い「循環式ブラスト工法」に設定する。なお、補修工事に際しては、再度補修設計時に適切な補修工事ができるよう工法の選定を行う。令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で新技術等の活用対象に設定した 4 橋に対して活用する新技術として選定した「循環式ブラスト工法」を活用することで全体の塗替え費用 4 百万円のコスト縮減につながる。

７．集約・撤去

更新等の方法については、橋梁の必要性が認められる場合には改良または架替を実施し、質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図るものとし、橋梁の必要性が認められない場合には廃止・撤去を進める。更新等を進めるにあたっては、道路としての機能の確保や維持管理コストの観点から、その時点で果たしている役割や機能を再確認し、戦略的に検討する。ただし、更新等の判断が困難な場合は、当面の間、供用を休止することができるものとする。

また、短期的な数値目標として、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で菊川市の管理橋梁数（全 609 橋）の内、代替施設が存在し、橋梁自体の重要度が低い橋梁に該当する 2 橋程度の撤去・集約化を目指し、現状の維持管理費に対して約 200 万円（修繕費＋定期点検費 1 回分）のコスト縮減を図る。

８．対策内容・実施時期・対策費用

計画期間内（10 年間）における各年度の対象施設及び事業内容・対策費用を一覧表に整理する。なお、橋梁点検事業において、今後菊川市では職員点検を促進していくため「外部発注」「職員点検」に分けて対象施設を抽出した。

次ページ以降に「10 年以内の対策順序整理一覧（実施時期）」および「静岡県菊川市 個別施設計画（橋梁）」のリストを添付する。

静岡県菊川市 個別施設計画（橋梁）

【計画期間】令和7年～令和16年（10年間）

【対策の優先順位の考え方】診断Ⅳ判定＞診断Ⅲ判定＞診断Ⅱ判定
※診断Ⅳについては直ちに対策を行い、診断Ⅲについては点検実施から５年以内に対策を行うものとする。診断Ⅱについては重要度（利用性、被害波及性、アセットマネジメントなど）を考慮し、計画を策定。

| 橋梁番号 | 施設名 | 路線 | | 架設年度 | 橋長（m） | 径間数 | 幅員（m） | 管理者名 | 行政区域 | | 点検計画 | | | | | | | | | | 点検記録 | | 修繕計画 | | | | | | | | | | 対策内容 | 対策費用（百万円） |
|---|
| | | | 道路種別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 点検実施年度 | 判定区分 | | | | | | | | | | | |
| | 道路橋名 | 路線名 | ・高速自動車国道
・一般国道(指定区間)
・一般国道(指定区間外)
・都道府県道
・市町村道 | | | | | | 都道府県名 | 市区町村名 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | ・R2年度
・R3年度
・R4年度
・R6年度 | ・Ⅰ
・Ⅱ
・Ⅲ
・Ⅳ | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | | |
| 479 | 中島橋 | 市道大平本線 | 市町村道 | 1973 | 23.4 | 1 | 4.6 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | ○ | | | | | ○ | | | | | R2年度 | Ⅱ | | ◎ | | | | | | | | | 主桁・横桁塗替塗装工・鋼材の減肉対策 | |
| 303 | 改良橋 | 市道野添堂坂2号線 | 市町村道 | 1996 | 6.5 | 1 | 6.9 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | | | | | ○ | | | | | ○ | R6年度 | Ⅲ | | ◎ | ○ | | | | | | | | 主桁下面の断面修復工 | |
| 10 | 秋常橋 | 市道秋常１号線 | 市町村道 | 1967 | 24.1 | 3 | 3.6 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | ○ | | | | | ○ | | | | | R7年度 | Ⅲ | | | ◎ | ○ | | | | | | | 主桁下面の塗替塗装 | |
| 379 | ニシノヤ橋 | 市道西ノ谷線 | 市町村道 | 1974 | 17.0 | 1 | 3.0 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | ○ | | | | | ○ | | | | | R7年度 | Ⅲ | | | | ◎ | ○ | | | | | | 上部構造の塗替塗装 | |
| 271 | 長池橋 | 市道内田加茂線 | 市町村道 | 1976 | 39.7 | 2 | 6.0 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | ○ | | | | | ○ | | | | | R7年度 | Ⅲ | | | | ◎ | ○ | | | | | | 主桁の塗替塗装、支承補修 | |
| 572 | 長池橋歩道橋 | 市道内田加茂線 | 市町村道 | 1987 | 44.9 | 1 | 2.2 | 菊川市 | 静岡県 | 菊川市 | ○ | | | | | ○ | | | | | R7年度 | Ⅲ | | | | ◎ | ○ | | | | | | 主桁・横桁の塗替塗装 | |